

人事委員会規則八一六（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一宏

人事委員会規則八一六（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則

規則八一六（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

別表第三介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の項中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設 介護医療院」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。